

# 退職時の健康保険の切り替えについて

職場の健康保険に加入されている方が退職をされた時は、健康保険の切り替えが必要です。切り替えには、次の3つのケースがあります。

## ① 任意継続を行う

退職後定められた期間内(通常は退職後20日以内)に手続きをすると、引き続き2年間、保険を継続加入することができる場合があります。くわしくは退職された職場や加入されていた健康保険者(全国健康保険協会など)にご確認ください。

## ② 家族の職場の健康保険の扶養となる

家族の方の職場での手続きになりますので、職場にご確認ください。

## ③ 国民健康保険に加入する

退職後14日以内に、職場の健康保険の資格喪失証明書または離職票など退職日が確認できるものをご持参のうえ、佐賀市役所(本庁・各支所)の国民健康保険の窓口で手続きをしてください。(認め印も必要です)

※国民健康保険は、他の健康保険の資格が喪失した日からの加入となり、必ず手続きが必要です。無保険にならないよう早めに手続きを行ってください。



### 問い合わせ

本庁 保険年金課 国保税一係 ☎40-7272 FAX40-7390 または各支所保健福祉課

## 国民年金保険料の納付のお知らせ

平成21年4月分から国民年金保険料が、現行の14,410円から250円引き上げられ、14,660円になります。

### 《保険料の納付は、「口座振替」が便利です》

- 毎月の口座振替も「早割」(当月保険料の当月末振り替え)を利用されると、月々50円(年間600円)割引されお得です。
- 保険料の「前納」を「口座振替」にされると次の表のとおりさらに割引額が増えます。

◇平成21年度国民年金保険料額(年間) 175,920円(14,660円×12カ月)

	毎月(翌月末)	毎月(当月末)	6カ月前納	1年前納
現金納付	14,660円	14,660円	87,250円 (710円割引)	172,800円 (3,120円割引)
口座振替	14,660円	14,610円 (50円割引)	86,960円 (1,000円割引)	172,230円※ (3,690円割引)

※平成21年度分の口座振替(1年前納)のお申し込みは、平成21年2月27日で終了しています。

### 問い合わせ

佐賀社会保険事務所

☎31-4191

佐賀市役所 保険年金課 国民年金係

☎40-7275 FAX40-7390

または各支所保健福祉課

### <口座振替のお申し込み>

◎口座をお持ちの金融機関・郵便局の窓口で手続きしてください。

### <手続きに必要なもの>

- ・国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書
- ・預(貯)金通帳
- ・預(貯)金通帳届出印
- ・年金手帳など(基礎年金番号が確認できるもの)



平成20年度の市税(市県民税、固定資産税、軽自動車税)を納め忘れた方は、そのままにしておくと延滞金がかかります。処分を受けるとなります。お早めに納付してください。

なお、特別な事情で納付が遅れている方は、納税課へご相談ください。

### 問い合わせ

本庁 納税課  
整理第一係

☎40-7076

整理第二係

☎40-7077 FAX25-5408

市税の納め忘れはありませんか?